

徳島市公の施設指定管理制度導入に対する評価

評価期間: 令和4年4月1日～令和5年3月31日

施設名	徳島市ライフル射撃場		
指定管理者	徳島県ライフル射撃連盟	担当課	市民文化部文化スポーツ振興課
指定期間	令和4年4月1日から令和9年3月31日	公募・非公募の別	非公募
施設の所在地	徳島市入田町内ノ御田348番地の1		
施設の概要	平成5年造 競技面積 1,202㎡ SBライフル24射座 ARライフル26射座 プレハブ棟 更衣室棟	事業の概要	徳島市ライフル射撃場の維持管理 ・受付業務・施設年間利用調整業務 ・設備等の保守・点検業務・競技用具の貸出業務・同施設を利用したスポーツの普及振興に関する業務等

	項目名	令和3年度	令和4年度	項目名	令和3年度	令和4年度
利用状況に関すること	利用者数等	3,668人	4,686人	自主事業参加人数	人	人
	利用回数	336回	356回	事業開催数	回	回
収支状況に関すること	指定管理料	2,651千円	2,704千円	人件費	814千円	904千円
	利用料収入	889千円	1,129千円	管理費	3,310千円	2,183千円
	その他収入	175千円	61千円	その他	0千円	0千円
	収入実績(総額)	3,715千円	3,893千円	支出実績(総額)	4,124千円	3,087千円

評価基準・評価項目		指定管理者自己評価コメント	担当課評価
施設管理体制	(1) 法令等遵守	<p>指定管理団体において、関係法令や条例に基づく要綱や規則を遵守し、適正な施設運営管理を実施し、職員についても適正配置・研修等行ってきた。また、利用促進のため、日本ライフル射撃協会ナショナルチーム員による世界選手権大会事前キャンプや、大学生の合宿の受入れを行った。また、成年や高校生の国体選考等の大会や月例大会を実施、県高体連射撃部員の県内試合を実施した。</p> <p>施設の管理や備品の保管に関しては、十分な注意を払って取扱を実施した。安全体制についても、銃砲等の安全な取扱いを継続して利用者へ呼びかけや、利用者へ安全配慮の喚起を行ってきた。</p>	A
	(2) 職員配置		
	(3) 職員研修		
	(4) 利用促進の取組み		
	(5) 設備・備品管理		
	(6) 安全管理体制		
	(7) 緊急時の体制		
利用者に関する業務	(1) 利用状況	<p>コロナ禍において、大会開催の制限があり十分では無かったが、概ね利用状況は順調であった。射座利用においても、偏った高校だけの利用で無く平等な利用促進を呼びかけてきた。業務基準に基づき、料金徴収業務の実施や、利用名簿等の取扱いは、適切に管理してきた。</p> <p>SB射場や周辺の除草作業、蚊やムカデ対策で殺虫剤の散布の実施及び熱中症対策としてAR射場内への大型扇風機の稼働を実施したり、サービス向上にも取り組んできた。</p>	A
	(2) 平等な利用		
	(3) 利用料金		
	(4) 接客対応		
	(5) 個人情報保護		
	(6) サービス向上の取組		
施設設備維持管理	(1) 保守点検業務	<p>業務基準に基づき、保守点検業務の実施や、清掃等維持管理業務を適正に実施した。修繕等維持管理業務としては、SB標的昇降機への潤滑油塗布等維持管理業務及び市民文化スポーツ課主導でAR射場の雨漏り対策として、屋根スレート・樋を修繕した。</p>	A
	(2) 清掃等維持管理業務		
	(3) 修繕等維持管理		
事実業実施	(1) 企画運営事業	<p>適正に、企画運営業務や施設の目的に沿って実施した。</p>	A
	(2) 自主事業		
経理状況	(1) 施設収支状況	<p>業務基準に基づき、効果的な経費削減管理による適切な施設収支状況のもと、安定した指定管理者経営状況を管理している。</p>	A
	(2) 指定管理者経営状況		
	(3) 経費の削減		
評価基準	<p>S:優れている (協定書、仕様書、事業計画書より優れた管理が行われた。)</p> <p>A:適正に管理されている (協定書、仕様書、事業計画書に沿った管理が行われた。)</p> <p>B:一部に改善を要する (協定書、仕様書、事業計画書に記載の一部が実施されなかった。)</p> <p>C:多くに改善を要する (協定書、仕様書、事業計画書に記載の多くの内容が実施されなかった。)</p>		

担当課総合評価コメント		総合評価
<p>関係法令や条例に基づく要綱や規則を遵守し、適正な施設運営管理を実施し、職員についても適正配置・研修等行っており、大会等の実施についてもコロナ対策など十分な対応ができていた。また、各団体のキャンプや合宿など利用者のスケジュール調整が円滑に進められている。</p> <p>経営状況についても安定した運営が行われている。</p>		A
総合評価基準	<p>S:優れている (各評価基準ごとの担当課評価にSがあり、その他はAである。)</p> <p>A:適正に管理されている (各評価基準ごとの担当課評価が全てAである。)</p> <p>B:一部に改善を要する (各評価基準ごとの担当課評価にBがあり、Cはない。)</p> <p>C:多くに改善を要する (各評価基準ごとの担当課評価にCがある。)</p>	